

令和 5 年 12 月 4 日

見附市議会議員 様

見附市議会議員 小坂井 哲夫

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

〔1〕 教師の長時間勤務改善について

答弁を求める者 市長・教育長

1 教職員の働き方について

教職員の長時間過密労働が今問題になっています。体調を崩し休職に追い込まれる教職員が減っていないのです。休職者に占める精神疾患の割合が非常に高いことが特徴といえます。(資料 1)

教師が受け持つ業務は多く、児童生徒に関わる業務に学校運営に関わる業務、外部地域対応に関わる業務と多岐に渡っています。

休職者の補充ができず、教頭先生までも授業を受け持つという学校さえ出てきております。ゆとり無く働く先生を見て、悩み事の相談をためらう生徒が不登校に陥ってしまうケースや、人間らしくふれあう時間が奪われ、ゆたかな人格を育むことができなくなってしまう児童・生徒など、教育に危機的な状況を作り出していることが報道されています。

先生の働き方については勤務時間が長いことが言われ続けています。時間外勤務、部活の勤務などによる長い在校時間、持ち帰り残業が常習化しています。(資料 2)

何よりも残業については 4 項目の業務でしか認められておらず、その他の時間外に行う業務は“給特法”により決められた賃金でしか払ってもらえないという状態です。労働者として時間の管理、賃金の受給管理ができていないのです。

令和元年、「学校における働き方改革」の取り組みが始まりました。

遅々として進まない教師の長時間勤務に文科省は勤務時間の上限規制を早急に対応するよう各県教育委員会に通告しました。時間外勤務は月 45 時間以内、年間 360 時間以内です。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイ



県の令和 2 年度「働き方改革推進プラン」では全公立学校における時間外勤務を月 45 時間以内、一年 360 時間以内を目指としています。

新潟県の調査では令和 4 年実績で目標としている年間時間外勤務 360 時間を超えての勤務が小学校で 63. 1%、中学校で 73. 4%と高い数値を示しております。また期間を区切った調査でも 45 時間を超える勤務が小中校でまだまだ行われている結果が見られます。(資料 3)

(1) 県の令和 5 年度「働き方改革推進プラン」では学校の取り組み、市町村教育委員会の取り組みについていくつか項目が挙げられています。

市町村教育委員会の取り組みとして「勤務実態の正確な把握」が謳われています。以下お聞かせください。

ア 勤務時間の管理についてどのように行われているのか。

イ 見附市の教職員の時間外勤務の実態は。

ウ 働き方改革について保護者・地域への啓発活動はどのように行われようとしているのか。

(2) そもそも先生の「働き方改革推進」は学校が抱える諸問題を解決していく上で先生の勤務状況が看過できない状態であることが判明し、教職員の働き方を見直すために始まったものです。不登校の問題、複雑化するいじめの問題、児童生徒に寄り添えないなど、先生不足、ゆとりの無さがその要因として大きいことが上げられました。

また学習指導要領の改定で、「ゆとり教育」から標準授業時数が増えたにもかかわらず、定数増を行ってこなかったことも長時間勤務、ゆとりのない勤務を続けさせてきた要因でもあります。学校での教師の多忙化が教師志願者を減らしています。教員の不足・多忙化は政府が十分な定数改善を行ってこなかったツケであります。

抜本的に教員を増やすこと。そのために正確な勤務時間の管理を行うこと。国立学校、市立学校と同じく労働基準法を適用させ、勤務時間外手当、残業代がきちんと支払われることが重要です。その財源を含め政府に声を届けるべきと思いますが市長の認識をお聞かせください。

〔2〕 第 9 期介護保険事業計画に向けた取り組み

答弁を求める者 市長

1 介護保険制度の議論は 1990 年代半ばから始まりました。「介護地獄」「介護心中」の言葉が生まれ、介護の問題は老後生活の最大不安要因となっていました。

それまで高齢者福祉を支えていたものは「措置制度」でありました。「行政の責任」「公費の負担」「現物支給」「応能負担」の原則のもと、憲法 25 条の生存権を保障する役割を果たしてきました。

しかし介護保険制度は個人と事業所が契約方式でサービスを使うことになり、「社会保険方式」「現金給付」「応益負担」となり本人の経済状況により契約が結べないことが生じることとなりました。

制度は 3 年毎に計画の見直しを行い、その都度「介護の社会化」を期待する国民から乖離した施策が行われ、現在第 8 期に至っています。

市は 9 月に来年度から始まる第 9 期介護保険事業計画を策定するにあたり、各介護保険事業所にアンケートをとりました。これは国が進める 3 年毎に見直しを行う「介護保険事業計画」第 9 期の資料づくりのためのものと思います。

厚労省社会保障審議会介護保険部の資料によれば、基本指針のポイント(案)として

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上を挙げております。

見附市の行ったアンケートはこの見直しポイント 3 点に沿った調査であると思います。

来年度より始まる第 9 期介護保険事業について以下の点についてお聞き致します。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

(1) 現在どのような計画の進捗状況にあるのか聞かせてください。

(2) アンケート回答からは介護人材の確保できない悩み、職員の処遇改善、人員配置基準の見直しなど介護保険事業の根幹に関わる基本的な悩みが寄せられています。

昨年、介護職からの退職者が 52 人、新規採用 20 人と多数の介護職員が辞めていく現状。職員の充足率では 49%の事業所で不足しているとの回答。

どう人員確保しているのか、ハローワークからの紹介は厳しく、人材紹介会社からの採用にも頼らなければならない現状。無資格で採用し、経験年数を積み、資格取得講座を受講、そして試験に繋げ職員になってもらうなど様々な方法を駆使して人材獲得に取り組んでいる様子がうかがわれます。また外国人の労働者を雇用している事業所もあることをお聞きします。

新たな介護保険事業計画がスタートしようとする時、アンケートから市は事業所の運営状況をどのように読み取っておられるのか認識を伺います。

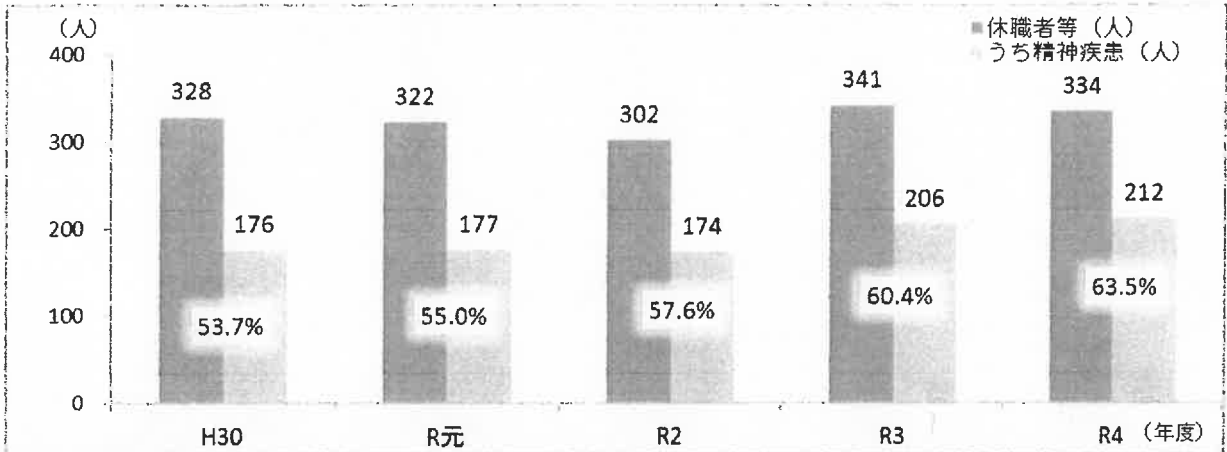
(3) アンケート回答では職員の処遇の改善及び支援を求めています。

職員の処遇については介護職員賃金が低い。夜勤者に対する補助金の増額、福利厚生の実施などです。特に介護業界の職員の賃金は一般労働者と比べ低いと言われ続けていて、調査では一般労働者より 4 万から 6 万円の開きがあると示されています。(添付資料 4) 離職につながる大きな要因とも言われています。

支援については人材紹介会社からの手数料への支援や採用してからの試行期間の支援、事務経費の負担など介護報酬単価に反映されない財政負担、また今も続く物価高騰の影響により負担の支援が強く求められています。

高齢者人口がピークを迎える 2040 年、85 才以上が急増すると言われております。見附での介護保険事業は市民に介護サービスを提供して行かなければなりません。介護報酬に反映されない負担、それでも事業を続けて行かなければならない事業所への支援について市長はどのような認識であるのかお聞かせください。

【図 1 県内公立学校教職員（新潟市を除く）の休職者等の状況】

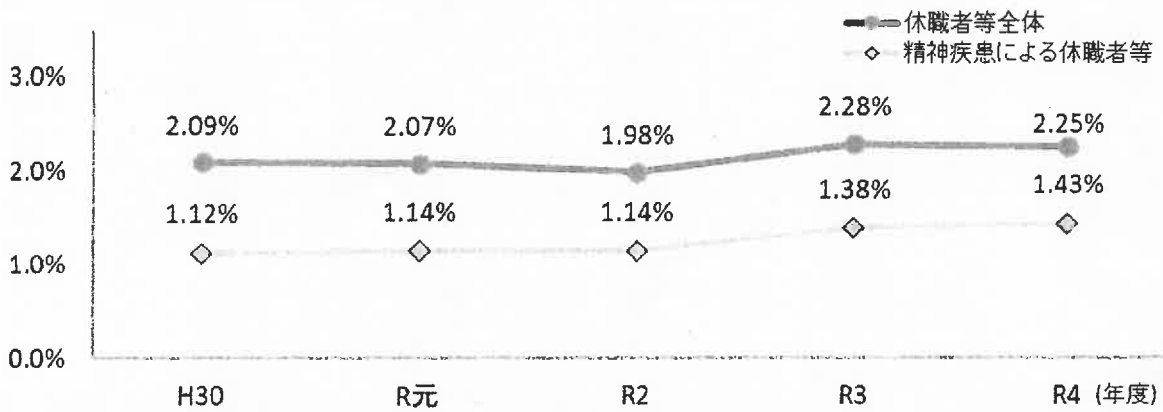


※1 福利課調査により作成

※2 新潟市を除く公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教育職員、事務職員対象

※3 「1か月を超える長期病気休暇者」及び「病気休職者」の合計

【図 2 県内公立学校教職員（新潟市を除く）に占める休職者等の割合】

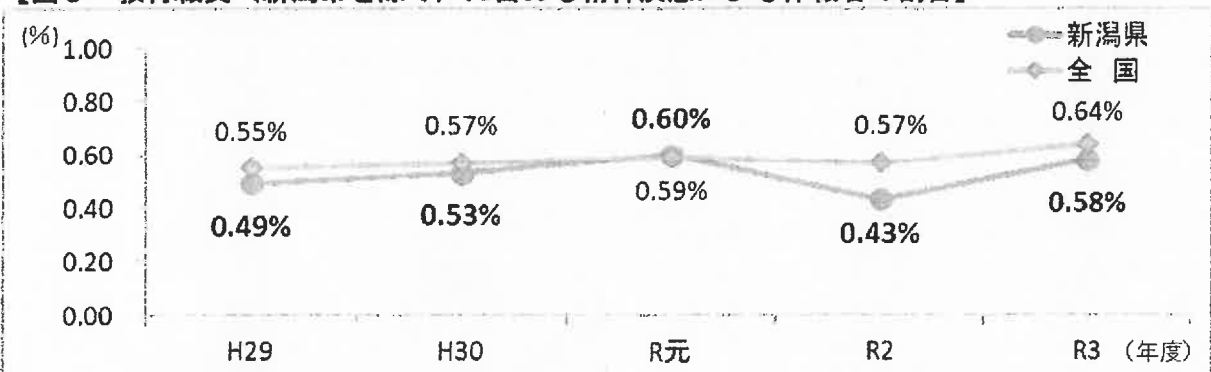


※1 福利課調査により作成

※2 新潟市を除く公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教育職員、事務職員対象

※3 「1か月を超える長期病気休暇者」及び「病気休職者」の合計

【図 3 教育職員（新潟市を除く）に占める精神疾患による休職者の割合】



※1 「公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省）」により作成

※2 新潟市を除く公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教育職員対象

※3 「病気休職者」のみ計上

資料 2

働く時間減少も依然として長時間勤務

NHK NEWSWEB 2023. 4. 28 掲載

「現場の努力は限界」より

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230428/k10014052081000.html>

【働き方改革推進プラン現状（資料）】

R5.9.22

1 令和5年度働き方改革推進プラン後期（R4.10～R5.3）までの共通評価項目の評価結果より

県内学校（新潟市を除く）の小中特別支援学校の平均の推移

校種	多忙化は軽減されたか	多忙感は緩和されたか	<多忙化>	<多忙感>
	R3後期→R4前期→R4後期	R3後期→R4前期→R4後期		
小学校	3.29 → 3.32 → 3.27	3.28 → 3.37 → 3.30	1:多忙化した	1:多忙感が増した
中学校	3.42 → 3.37 → 3.33	3.52 → 3.52 → 3.39	2:やや多忙化した	2:やや増した
特別支援学校	3.28 → 3.31 → 3.19	3.28 → 3.27 → 3.23	3:かわらない	3:かわらない
			4:やや軽減した	4:やや緩和された
			5:かなり軽減した	5:かなり緩和された

○多忙化軽減、多忙感緩和の両項目ともに、令和4年度前期と令和4年度後期を比較すると、数値に若干の減少が見られる。

2 令和4年度 時間外勤務一年360時間を超える教職員の割合

小学校	中学校	特別支援学校
63.1%	73.4%	17.7%

・割合（A/B） A：勤務時間以外で在校している時間が年間360時間を超える教職員の人数
B：調査の対象となる教職員の人数
（小学校：5,830人、中学校：3,361人、特別支援学校：1,693人）

3 令和5年度4月～8月における時間外勤務^{ひと}一月45時間・80時間を超える教職員の割合

<45時間超> (%)

校種	4月	5月	6月	7月	8月
小学校	51.8	<u>47.5</u>	50.9	24.8	0.5
中学校	61.5	60.0	62.4	48.8	4.4
特別支援学校	<u>10.7</u>	12.0	9.9	3.2	0.1
全体	48.5	<u>45.8</u>	48.1	28.8	1.9

<80時間超> (%)

校種	4月	5月	6月	7月	8月
小学校	6.1	<u>4.4</u>	5.9	1.0	0.0
中学校	<u>17.4</u>	<u>18.4</u>	18.0	11.8	0.5
特別支援学校	<u>1.0</u>	0.4	0.4	<u>0.2</u>	0.0
全体	8.8	<u>8.1</u>	8.8	4.2	0.2

・割合（A/B） A：勤務時間以外で在校している時間が45時間を超える教職員の人数
B：調査の対象となる教職員の人数
（参考 7月の対象人数 小学校：5,680人、中学校：3,284人、特別支援学校：1,655人）
・下線の数値は、昨年度の数値よりも増加していることを表している。

○令和5年4月から8月までの「月45時間を超えている教職員の割合」の平均は、小学校ではおよそ35%、中学校ではおよそ47%、特別支援学校ではおよそ7%となっている。
○令和5年4月から8月までの「月80時間を超えている教職員の割合」の平均は、小学校ではおよそ3.5%、中学校ではおよそ13%、特別支援学校では0.4%となっている。
○「月45時間を超えている教職員の割合」が最も多くなっている月は、小学校が4月、中学校が6月、特別支援学校が5月となっている。

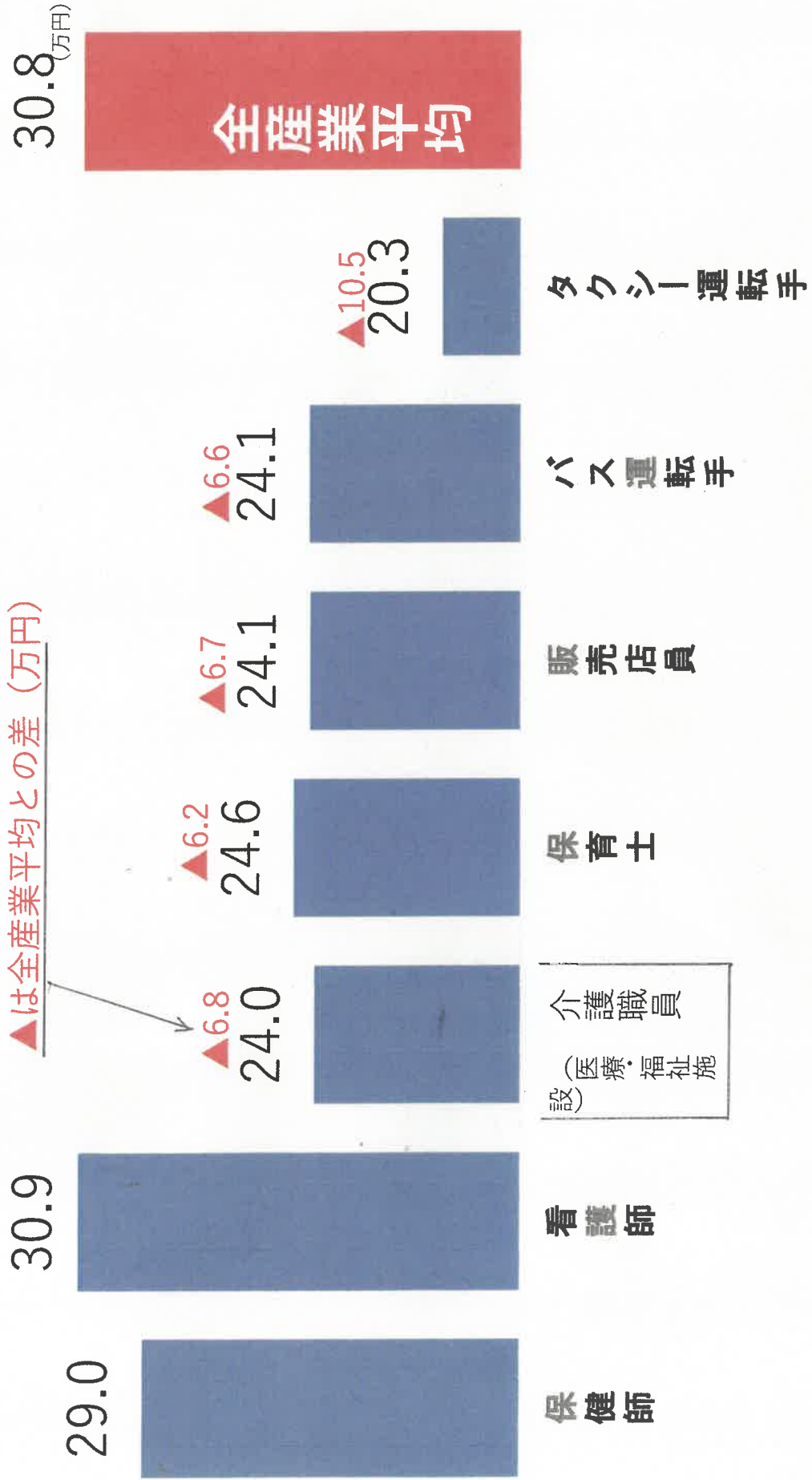
中央公聴会 公述人

全労連 小畑雅子議長 資料より出典

エッセンシャルワーカーの賃金

所定内賃金と全産業平均（月額）

2020賃金構造基本統計結果（厚生労働省）より 所定内給与額（企業規模計）



▲は全産業平均との差（万円）